

# 津山市立加茂小学校 いじめ問題対策基本方針

令和7年度

## めざす子ども像

- 心豊かで、主体的に学び、たくましく生きる子ども
- ・豊かな心を持ち、個性を伸ばすことができる子ども
- ・自他の人権を尊重し、互いを認め合える子ども
- ・自ら考え、判断し行動することのできる子どもの育成

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも教育相談担当者、養護教諭も参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題の解決のための取組を行う。
  - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や自己肯定感、充実感を得られる学校づくりを進める。
  - ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施するとともに、学期ごとに教育相談を行い、得られた情報の共有化を図る。
  - ・児童のインターネット等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
- <重点となる取組>**
- ・**道徳や学級活動・児童集会において規範意識を高め、自己有用感、自己肯定感を感じられる学校づくりを進める。**
  - ・**「いじめについて考える週間」において、児童会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。**
  - ・**SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。**
  - ・**ネットを介してのいじめを防止するために、安易に情報を発信することの危険性と、適切に利用できる力や責任感を育てるための情報モラルに関する授業を行う。**

### 保護者・地域との連携

- <連携の内容>**
- ・学校基本方針をPTA総会や学級懇談会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地区別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
  - ・学校評議員の協力を得て、地域の方々の懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
  - ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
  - ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

### 学 校

#### 人間関係づくり委員会

(いじめ問題対策委員会)

- <対策委員会の役割>**
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

**<対策委員会の開催時期>**

- ・年3回開催(学期ごと、1・3回目は外部委員も参加)

**<対策委員会内容の教職員への伝達>**

- ・直後の職員会議で全教職員に周知
- ・緊急の場合は職員終礼等で伝達

**<構成メンバー>**

- ・校外  
スクールカウンセラー、PTA会長、学校評議員より1名
- ・校内  
校長、教頭、生徒指導主事・担当、教育相談担当、養護教諭

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

- <連携機関名>** 津山市教育委員会
- 内 ネット/パトロールによる監視  
容 他校のいじめ事例や対策法の情報交流
- <学校側の窓口>** 教頭
- <連携機関名>** 津山警察署
- <連携の内容>**
- 内 非行防止教室の実施と発生したいじめ事案  
容 への対応を相談
- <学校側の窓口>** 教頭
- <連携機関名>** 子ども子育て相談室
- 内 発生したいじめ事案への対応を相談  
容 <要保護児童対策地域協議会>
- <学校側の窓口>** 校長
- <連携機関名>** 津山児童相談所
- 内 発生したいじめ事案への対応を相談  
容 <要保護児童対策地域協議会>
- <学校側の窓口>** 校長
- <連携機関名>** 加茂中学校・加茂児童館
- 内 児童、生徒理解と情報交換  
容
- <学校側の窓口>** 生徒指導主事

## 学校が実施する取組

① いじめの防止

- (教員研修)**
- ・教職員の指導力向上のための研修として、構成的グループエンカウンター、集団づくり、QIの活用、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。
- (児童会活動)**
- ・毎月行う児童集会において規範意識の高揚、人権意識を高め、自己有用感や自己肯定感を得られるような取り組みを行う。
  - ・「いじめについて考える週間」において、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
- (居場所づくり)**
- ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や自己肯定感、充実感を感じられる学校づくりを進める。
  - ・自己有用感を高める取り組み
  - ・行事の後や学期のまとめの時期に、児童の活躍した場面や長所を互いに探し、伝え合う取り組みを進める。
- (情報モラル教育)**
- ・ネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において系統的に行う。

② 早期発見

- (実態把握)**
- ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
  - ・日々の日記指導や作文指導の中で、児童が発するサインを早期につかみ、必要に応じて情報の共有化を図る。
  - ・けんかやぶざけ合いであっても、見えないところでいじめが発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
  - ・いつでもいじめは起こりうるという認識のもと、いじめを積極的に認知し、早期に対応を行う。
- (相談体制の確立)**
- ・教職員をはじめスクールカウンセラーにも相談できることを児童に周知する。
  - ・全ての教員が児童の変化に気を配りつつ、適切な声かけを行い、児童がいじめを訴えたり、相談したりしやすい体制を整える。
- (情報共有)**
- ・児童の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
- (家庭への啓発)**
- ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童生徒の様子を見つめるためのポイントをPTA総会・学級懇談会・地区懇談会等で伝え、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③ いじめへの対応

- (いじめの有無の確認)**
- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (いじめへの組織的対応の検討)**
- ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。場合によっては、関係機関と連携をはかる。また、必要に応じてケース会議を開き、すみやかな対応を行う。
- (いじめられた児童への支援)**
- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童の精神的ダメージからの回復と、児童の自立を最優先に考え、当該児童及びその保護者に対して支援を学校全体で行う。
- (いじめた児童への指導)**
- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。同時に、周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握する。また、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。場合によっては、関係機関との連携をはかる。
  - ・いじめへの情報を適切に記録・管理し、継続的に指導する。